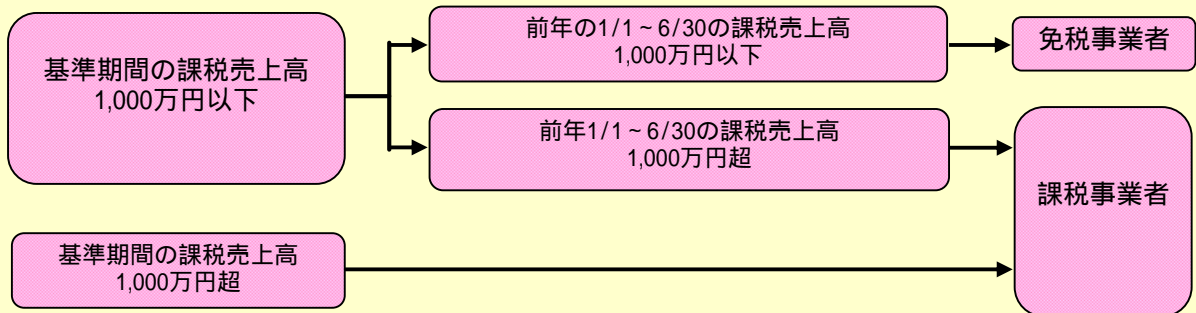


## 消費 税】

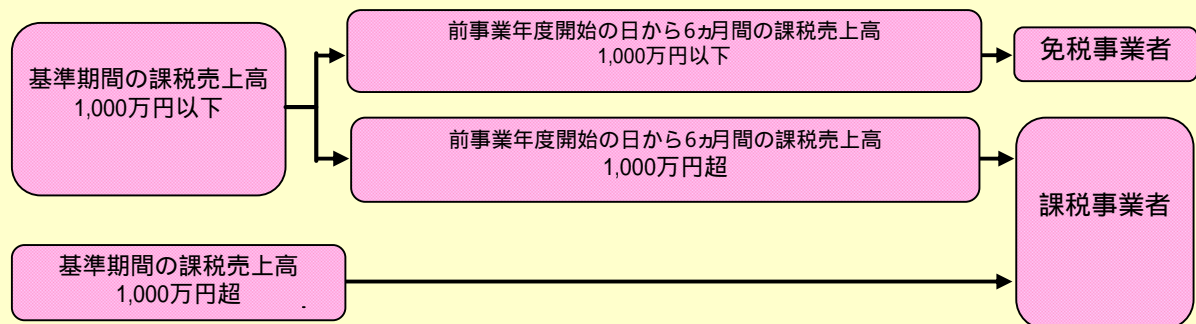
- [ ] 事業者免税点制度における免税事業者の要件の見直し  
基準期間の課税売上高が1,000万円以下である場合でも、前年もしくは前期の課税売上高が上半期（特定期間）で1,000万円を超える事業者は、免税事業者とならないこととなりました。

個人事業者又は法人が特定期間中に支払った、所得税法に規定する支払明細書に記載すべき給与等の金額の合計額をもって、上記課税売上高とすることもできます。  
(個人事業者は平成25年分以後、法人は平成25年1月1日以後開始事業年度から適用)

### 個人事業者



### 法人（その事業年度の前事業年度が7ヶ月以下のものを除く）



- [ ] 仕入税額控除制度における「95%以上」の見直し  
課税売上割合が95%以上で課税仕入等の税額の全額が仕入税額控除できる制度は課税売上高が5億円以下の事業者に限り適用されることとなりました。  
(平成24年4月1日以後に開始する課税期間から適用)

